

子どもの家・留守家庭児童会事業に係る
あり方に関する懇談会

意見書（第 2 回）（案）

1 はじめに

宇都宮市では、子どもの家・留守家庭児童会事業（以下「子どもの家等」という。）について、今後も将来にわたり持続可能で安定した運営の下、放課後児童の健全育成と、保護者の子育てと仕事の両立が図られる事業とするため、子どもの家・留守家庭児童会事業のあり方について検討を行っているところであります。

「子どもの家・留守家庭児童会事業に係るあり方に関する懇談会」は、学識経験者や子育てに携わる団体等の公正・中立な立場から、宇都宮市が行う検討に対して意見を述べるために、平成30年6月に設置され、平成30年度には、子どもの家等事業のサービス水準や運営手法等について議論を重ね、見直しの方向性について、平成31年1月に意見書を取りまとめました。

その後、宇都宮市において本懇談会の意見書を踏まえ、見直しの方向性を決定したことを受けて、本懇談会においても、引き続き事業の再構築の詳細について、令和2年2月までの間に5回の会議において活発な議論を重ねてきたところであり、その結果について、以下のとおり意見を取りまとめましたので、報告いたします。

令和2年2月 日

子どもの家・留守家庭児童会事業に係るあり方に関する懇談会	会 長	藤井佐知子
	副会長	福田 治久
	委 員	石井大一朝
		〃 柳澤 邦夫
		〃 釧持 幸子
		〃 今井 恭男
		〃 加藤 史子
		〃 宇賀神芳江
		〃 浪花 寛
		〃 桐渕 ゆか

2 子どもの家等事業の再構築に対する意見

(1) 安定した運営のための組織づくり

ア 適正な運営規模の確保

- ・ 利用児童数の増減や指導員の配置に柔軟に対応するため、現在の小学校区単位の運営から運営規模を拡大することが望ましい。ただし、その規模の検討に当たっては、効率化やスケールメリットのみではなく、地域や利用者の視点で検討する必要がある。

- ・ 地域学校園や連合自治会の既存のつながりを維持することは、地域の特性を生かす上でも大切である。それを崩さずに、児童数やクラス数の平準化を考えると、全市域を10程度の区域に区切った単位で法人に委託することが望ましい。

イ 運営区域内の組織体制の整備

- ・ 安定した運営体制のもとで、指導員が保育に専念し、保育の質の確保を図れるような組織体制を構築する必要がある。

- ・ 運営区域内の取りまとめや、市、学校、地域との連絡調整等を行う人員
- ・ 契約事務や会計事務をはじめとした保育以外の事務処理を行う人員
- ・ クラブ内の指導員を管理し、クラブの責任者となる人員
- ・ 障がいなどの診断のない児童も含めた特別な配慮が必要な児童の受入れに必要な人員

ウ 移行年次

- ・ 利用者、運営委員会、指導員それぞれにとって大きな効果が期待できるため、なるべく早期の移行を目指す必要がある。
- ・ 複数年に分けて移行することで、効果や課題を見極めながら進めることができるという利点があるが、移行が複数年にわたると、移行期間中に2つの制度が併存することになり、様々な弊害が予想されるため、一度に全区域を移行することが望ましい。

(2) 指導員が持てる能力を生かせる環境づくり

ア 適正な労働環境の整備

- ・ 指導員の処遇改善が図られるよう、適正な経費を積算し、指導員の給与に反映される仕組みとする必要がある。
- ・ 児童が安心して過ごすために保育の継続は重要であることから、指導員が継続雇用される仕組みが必要である。
- ・ 保育の質を向上するため、研修機会を確保する必要がある。その研修については、事業者任せだけでなく、市主催の研修も設けるなど市全体の指導員がスキルアップできる体制が必要である。

(3) 放課後児童健全育成事業に係る料金について

ア 利用料金について

- ・ 公的サービスとして、保育が必要となる日に利用ができるよう、月曜日から土曜日までを基本料金とすることが望ましい。なお、家庭教育の視点から、土曜日を別料金とする考え方もある。

- ・ 利用者にとってわかりやすい、就学前の保育園と同じ利用時間帯区分の設定が望ましい。
- ・ 利用者がその受益に応じて負担できるよう、延長時間の料金、おやつ、特別な行事等の実費などについては、別料金とする必要がある。
- ・ 料金が現在より増額となる利用者に対しては丁寧な説明が必要となる。
- ・ 7,600円/月の料金設定（案）については、市の他の公共施設と同様の計算方法を基本に、子どもの家事業の特殊性を加味した結果であることから、妥当な金額であると考ええる。なお、現状の子どもの家の料金とおやつ代を含めて比べても、遜色はないものと考ええる。

イ 経済的負担の軽減について

- ・ 現在月額5,000円の助成金について、利用料金が増額するのであれば、対象となる保護者が、引き続き利用を継続できるよう、7,600円/月（案）へ増額することが望ましい。

(4) 入所基準について

- ・ 利用を必要とする児童が、確実に利用することができるよう、保育園の基準を参考に利用を継続できる基準となる必要がある。
- ・ 入所判断を行う新たな法人が、個々の家庭の状況を丁寧に把握して判断できる基準と仕組みが必要である。
- ・ 本事業の対象である「保護者が労働等により昼間家庭にいない児童」の「保護者」には、祖父母は含まれないため、同居の祖父母の有無は、判断基準に入れるべきではない。
- ・ 障がい児や医療的ケア児であることを理由に、入所判断において異なる取扱いをすべきではない。

(5) 関連事業の運営方法について

- ・ 子育て支援事業については、子どもの家等事業と同じ場所で実施され、同じ指導員が兼務していることもあるため、法人が合わせて実施することが望ましい。
- ・ 放課後子ども教室の実施に当たっては、地域の教育力を生かすことができること、事業の連続性・継続性を確保するため、今後も運営委員会が継続して実施することが望ましい。
- ・ 子どもの家等の運営を法人に移行した場合、運営委員会の関わりはこれまでより希薄になるため、関わり方の工夫が必要となる。

(6) 法人と運営委員会との関わり方について

- ・ 法人運営への移行後においても、地域、保護者の声を反映できるよう、法人と運営委員会または、法人と運営委員会と市の三者で意見交換をする機会が必要である。
- ・ また、子どもの家等事業と放課後子ども教室事業が円滑に運営できるよう、子どもの家等事業を担う法人と放課後子ども教室事業を担う運営委員会の日常的な連携が必要である。

3 令和元年度 子どもの家・留守家庭児童会に係るあり方に関する懇談会 会議経過 第5回 令和元年 7月11日

[報告事項]

- ・ 子どもの家等事業のあり方見直しに係るこれまでの検討経過について

[議事]

- ・ 委託契約する運営規模及び運営区域について
- ・ 移行後における組織体制の整備について
- ・ 新たな組織体制における事業費の公私負担と料金設定について

第6回 令和元年 8月22日

[議事]

- ・ 委託契約する運営区域及び移行年次について
- ・ 移行後における組織体制等の整備について
- ・ 新たな組織体制における料金設定と事業費の公私負担について
- ・ 関連する事業の実施主体及び法人と運営委員会との関わり方について

第7回 令和元年12月17日

[議事]

- ・ 新たな運営体制における料金設定について
- ・ 移行後における入所判定について

第8回 令和2年 1月 9日～10日（非公開）

[議事]

- ・ 新たな運営体制における料金設定について

第9回 令和2年 2月20日

[議事]

- ・ 移行後の地域との連携体制について
- ・ 意見書（案）について

4 おわりに

以上、宇都宮市が行う子どもの家等事業に係るあり方の検討に当たり、平成31年1月に取りまとめた意見書以降の議論について本懇談会における意見を取りまとめたところであります。少子化に伴い、学校児童数の減少は続く中であっても、女性の就業率の上昇などに伴い、子どもの家等の利用児童数は増加傾向が続いており、今後とも、運営委員会にかかる負担の増加や、保護者ニーズの多様化は急速に進展していくものと見込まれ、本事業の見直しは喫緊の課題と考えております。

その見直しに当たりましては、前回の意見書に加え、今回の意見も十分に参考にされ、将来にわたり持続可能で安定した運営の下、放課後児童の健全育成と、保護者の子育てと仕事の両立が図られる事業になることを期待します。

また、今後の事業者の選定に当たっては、見直しの基本理念である、将来にわたり持続可能で安定した運営とサービスの提供が実現できるよう、公正・中立な立場から、よりよい事業者を選定されることを望みます。